

## 却 下 通 知

2014年12月4日

異議申立人 殿

独立行政法人国際協力機構  
環境社会配慮異議申立審査役

貴殿の2014年10月8日付の異議申立（2014年10月28日受理）については却下となつたことをお伝えします。詳細については同封の「検討結果」をご覧ください。

申立却下の主な理由は、プロジェクトにおけるステークホルダーとの補償交渉のプロセスは現在まだ準備段階にあり、交渉の途中であることです。さらに貴殿の異議申立書には環境社会配慮ガイドラインにおける特定の条項に対するJICAの違反は明記されておらず、予備調査により確認した結果においてもガイドラインに対する違反の事実の有無について判断することはできませんでした。

今後、引き続きベトナム政府のプロジェクト実施主体と誠実に交渉を続けることで両者が合意に達することができるよう強く望みます。

同時に審査役からもJICAに対し、プロジェクトの必要な手続き（住民移転の問題を含む）がガイドラインに沿って実施されるよう現場を引き続き注視して、サポートし続けるよう依頼します。

ありがとうございました。

以上

4 Dec, 2014

独立行政法人国際協力機構  
異議申立審査役

検討結果

1. 申立書の形式要件

全ての必要項目につき英語で記載されている。

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

申立書はプロジェクトの実施される国の4名の居住者により提出されている。

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、申立書により特定されたプロジェクトはJICAが融資予定の案件である。

(3) 期間

案件に関するカテゴリ分類結果以降、案件が終了するまでの期間に異議申し立てが提出されている。

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人は、移転及び職業転換により現実の損害が生じる蓋然性が高く、かつハノイ地方政府関連法令に基づく非自発的住民移転に係る補償額が実際の土地価格の相場より低いため損害を受けうると主張している。しかしながら、移転代替地や具体的補償対象及び補償価格を含む補償計画の内容は今後発表になる予定で、プロセスとしては現在まだ準備段階にある。

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

申立人は JICA のビジョンに含まれる「Inclusive and Dynamic Development（包括的かつ動的な開発）」に違反していると主張している。しかし、環境社会配慮ガイドラインにおける特定の条項に対する違反は明記されておらず、予備調査により申立人へ確認したがやはりガイドラインの条項に違反する事実の有無について判断することは不可能である。

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

申立人は、プロジェクトのプロセスにおいてコミュニティからの参加が不足したことが、ガイドライン違反であり、蓋然性のある被害と因果関係にあることを主張している。しかし、土地の評価を含む移転と補償の具体的な計画が提示される前段階で関係者間の交渉はなお進行中である。さらに違反とされるガイドラインの条項を特定できないため、JICAによるガイドラインの違反と、実質被害の蓋然性との間の因果関係についても判断できない。

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立人はプロジェクトの実施主体と協議を試みている。

(8) JICAとの協議の事実

申立人はJICAベトナム事務所に対し書面にて協議希望を提出し早期の回答を求めている。これに対するJICAベトナム事務所よりの最初の回答として、2014年10月28日にレターによる回答が送付されている。

(9) 濫用の防止

申立書における濫用の懸念はないと考えられる。

[END]